

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 計量器定期検査の実施  
 結核病の定期外健康診断  
 土地の公用廃止  
 肥料生産業者の代表者変更

## 告示

### 鳥取県告示第八十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、気高郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十五年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
三月十四日	気高郡鹿野町	鹿野小学校
" 十五日	" "	小鷺河小学校
" 十六日	気高町	気高町役場宝木支所
" 十七日	" "	浜村中央公民館
" 十八日	" "	逢坂小学校
" 二十一日	青谷町	青谷町役場勝部支所
" 二十二日	" "	中郷小学校
" 二十三日	" "	青谷町役場日置支所
" 二十四日	" "	日置谷農業協同組合
" 二十五日	" "	青谷町役場

### 鳥取県告示第八十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十五年三月一日

一 健康診断を受けるべき者  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条の規定により、知事を行なう試験に合格し、業務に従事している者

二 地目 農道  
三 面積 九坪三合五勺  
関係図面は土木部管理課に保管

二 健康診断の実施期日  
昭和三十五年三月三日から  
昭和三十五年三月二十五日まで

鳥取県告示第八十四号

三 健康診断の場所  
米子保健所

次の土地は、昭和三十五年二月二十三日からその公用を廃止した。  
昭和三十五年三月一日

四 健康診断の実施区域  
米子保健所管内一円

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

次の土地は、昭和三十五年二月二十二日からその公用を廃止した。  
昭和三十五年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場所 西伯郡日吉津村大字今吉字東後池の一、一、〇三一ノ二地先  
二 地目 河川  
三 面積 一九〇坪六合八勺  
関係図面は土木部管理課に保管

一場所 米子市日原字八反坪一〇九ノ二地先  
一〇ノ五

鳥取県告示第八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産業者の代表者を変更した。  
昭和三十五年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所氏名	変更月日	変更した事項
------	-------	------------------	-----------	------	--------

鳥取県第二六二号	三五、〇副産石灰	アルカリ分三五・〇 く溶性苦土 六・〇 アルカリ分六〇・〇	米子市角盤町三丁目一 二 第一化学工業株式会社 社取締役社長 阿川清	三五、 一、六	代表者加藤保吉 を阿川清に変更
第三〇五号	消石灰				